

一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会

事業推進サポーター（ボランティア登録）制度実施要領

（目的）

第1条 一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会がドイツワインの普及啓発事業等を推進するに当たり、連合会の活動趣旨や取組方針に賛同する愛好家の力を結集するとともにその交流を促進するため、事業推進サポーター（ボランティア登録）を実施する。

（サポーターの要件及び登録）

第2条 サポーターは20歳以上とし、本人の登録申請書（様式1）及び宣誓書（様式2）に基づき連合会が登録する。なお、理事の推薦があり会長が認めるときは登録申請書の提出を要さない。連合会が全ての手続きが完了したことを申請者に伝えた時点からサポーターとして活動できるものとし、登録期間は設けない。

（活動内容）

第3条 サポーターとして想定される主な活動内容は以下のとおりである。

- (1) セミナー開催の補助（会場設営、受付、ワインサーブ、片付け等）
- (2) ワイン会等のイベント開催の補助（会場設営、受付、ワインサーブ、片付け等）
- (3) その他マンパワーが必要とされる場面における補助

（事業に応じたサポーターの募集方法）

第4条 連合会は個々の事業内容に応じたサポーターの必要数等の条件を踏まえ、SNSやEメール等により該当する登録者に対し協力の可否等を打診する。

（サポーターの禁止事項）

第5条 サポーターは、以下の事項に該当する行為や類する行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為や公序良俗に反する行為
- (2) 本制度の運営の妨げとなる行為
- (3) 宣誓書に記載される行為や、その他当連合会が不適切と判断した行為

（登録の抹消）

第6条 サポーターが以下のいずれかに該当した場合、連合会は登録を抹消する。

- (1) 本人からの登録抹消の申し出があった場合
- (2) 本要領の禁止事項に該当した場合
- (3) 特段の理由なくサポーター活動が3年以上ない場合や情報伝達ができない場合

（費用負担等）

第7条 連合会はサポーターが第3条の活動を行った場合、交通費相当額を支給できる。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、本制度に関し必要な事項は別に定める。

附則

1 この要領は、令和2年12月12日から適用する。



一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会

事業推進サポーター制度登録申請書

提出日 年 月 日

登録項目 (※は必須)	記入欄 (本様式の記入に代えて、必要事項と画像をEメールで提出することも可)	
① ふりがな ※		写真 (画像添付可) ※ サイズの目安 縦4cm×横3cm程度
② 御氏名 ※		
③ 生年月日 ※		
④ 御住所 ※	(交通費相当額の算出や資料送付に使用)	
⑤ Emailアドレス ※		
⑥ 携帯番号 ※		
⑦ ワイン関係資格 (上級ケナー、ケナー呼称資格を保有の場合、要記入)		
⑧ その他サポーター活動に資すると思われる資格や特技等		
⑨ 備考 (当事務局に伝えておきたい事項等)		

【提出方法】

記入済みの本様式のデータを日本ドイツワイン協会連合会 <column@dwgjp.com> へ、様式2「守秘義務に関する誓約書」と併せて提出してください。

(様式第2号)

守秘義務に関する誓約書

(宛先) 一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会長

私は、一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会（以下、「連合会」という。）が定める「事業推進サポーター制度要領」に基づくサポーターとして登録するに当たり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 法令等をはじめ、事業推進サポーター制度実施要領を遵守します。
- 連合会及びその役員が秘密保持すべき対象として指定した情報（以下、「秘密事項」という。）について、活動中に知り得た秘密事項を活動期間中はもとより、活動終了後においても第三者への開示や漏洩、自ら使用するような行為は行いません。
- 個人情報保護法を遵守し、個人情報について活動期間中はもとより、活動終了後においても第三者への開示や漏洩、自ら使用するような行為は行いません。
- 秘密事項や個人情報の紛失や開示、漏洩、自らの使用行為があった場合、直ちに当該事実と詳細を連合会に報告するとともに、連合会が行う原因調査等に協力します。
- 以上の項目に違反した行為があった場合、法的な責任が生ずることがある点を理解するとともに、当該行為により連合会が被った損害に対し相当の責任を負うことを誓約します。

年 月 日

住所 〒

氏名

印

(直筆の場合省略可)